記載要領において同じ。）及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から２月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項若しくは第５項の規定による申告書をいう。⑷及び⑹並びに５において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合　当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

［削る］

⑶　当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（⑷に掲げる場合を除く。）　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

⑷　［略］

［削る］

⑸　当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（⑹に掲げる場合を除く。）　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

⑹　［略］

［削る］

いう。以下この記載要領において同じ。）及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から２月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長を申請する場合　当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

⑶　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この記載要領において同じ。）の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該連結親法人の各連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の決算についての定時総会が招集されない常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（令和２年旧法人税法第２条第18号の４に規定する連結所得をいう。以下この記載要領において同じ。）の金額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から２月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長を申請する場合　当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

⑷　当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（⑸及び⑹に掲げる場合を除く。）　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

⑸　［同左］

⑹　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより、各事業年度終了の日から４月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

⑺　当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（⑻及び⑼に掲げる場合を除く。）　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

⑻　［同左］

⑼　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から４月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から４月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内